

令和6年 決算特別委員会 第1分科会（監査委員事務局所管）開催状況

開催年月日 令和6年11月13日（水）

質問者 共産党 丸山 はるみ 委員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>監査の在り方等について</p> <p>1 道と観光機構との負担金事業に関する指摘事項について</p> <p>昨年度の包括外部監査は「観光に関する施策に係る財務事務の執行について」行われました。そのうち、現・北海道観光機構と道が共同実施している負担金事業について、指摘事項3点と意見2点が示されました。その中には「現物協賛に対する評価額の客観性と公平性を担保すること」「公文書規則上保管すべき記録が作成されていない」などの指摘事項がありました。</p> <p>監査委員においても包括外部監査同様に監査を行っていると承知していますが、昨年度の監査において道と観光機構との負担事業に関する指摘事項はあったのか、お答えください。</p> <p>2 監査委員として指摘できなかった要因について</p> <p>令和3年度の包括外部監査では、道と観光振興機構との打ち合わせメモを整備することを意見として挙げていました。立て続けに公文書の不存在が指摘されている格好ですが、このような事態を監査として指摘できなかった理由を伺います。</p> <p>報告があったということなんですけれども、その後適正に是正されたか確認をしていなかったことは問題だと指摘せざるを得ないと思います。</p> <p>3 現物協賛の根拠規定について</p> <p>昨年度の包括外部監査で調査を行ったものの中に、道と北海道観光機構が共同して実施している負担金事業が挙げられます。負担金事業は道と機構が原則1：1の負担で事業を行うことで、道にとっては少ない予算でより大きな事業を行うというメリットがあると承知しています。</p> <p>観光機構の負担金は現金の他、現物協賛においても負担することができるかとされておりまして、現物協賛の根拠について、道と機構双方による協定書を結ぶことで足りているんですけれども、そのことを明文化した規定というのは存在するのをお答えください。</p> <p>今の答弁で根拠とされる規定が存在していないと、今お認めになったということで、大変重大だと思います。</p>	<p>（監査第一課長）</p> <p>昨年度の監査等ではありますが、毎年度の定期監査においては、各部局等が所管する負担金、補助及び交付金について、関係法令等に則し、適正かつ効果的に執行されているかといった視点から必要な監査を行っているところでございます。</p> <p>昨年度の経済部に対する定期監査においても、観光機構への負担金事業について、決定書、協定書、観光機構から提出された実績報告書等の関係書類の確認を行うなどして抽出監査を行ったところですが、その結果、指摘事項等はありませんでした。</p> <p>（監査第一課長）</p> <p>令和3年度の包括外部監査における意見についてではありますが、令和3年度の包括外部監査においては、観光機構への負担金事業2事業に関し、「一定の便益を道から受けていること」及び、「公益上の必要性」をより明らかにするため、適切な成果指標を設定すべきであり、それが困難な場合には、当該事業に係る打合せメモを作成することが望ましい旨の意見が付されたところでございます。</p> <p>これを受け、所管部からは、各事業において適切な成果指標設定等の措置を講じる旨の報告があったことなどから、打合せメモの作成状況については、定期監査において、確認をしていなかったところです。</p> <p>（監査第一課長）</p> <p>現物協賛の根拠規定についてではありますが、これまで監査した限りにおいて、道と観光機構が協定書に基づき、共同して実施する負担金事業に関し、現物協賛をもって負担することの是非に関する明文化された法令等の規定の存在は承知していないところです。</p>

<p>4 現物協賛についての監査について</p> <p>現物協賛の例として、観光事業者等から提供される協賛品、機構出向職員やボランティアスタッフの人件費が挙げられています。協賛費も出向職員の人件費も各企業が負担しており、機構自身の負担ではありません。</p> <p>経済部は、機構が物品を購入したり職員を雇用したと仮定した場合に現金換算するための「北海道観光振興機構負担金事業現物協賛額算定基準」これを策定して、現物協賛を積算するにあたり客観性を担保していると説明していますが、しかし、機構自身が直接負担をせず、関係企業の善意等で提供された物品や派遣職員人件費を機構自らが負担したとして現金換算化する行為自体が事実を正確に反映しているとは考えられないのではないのでしょうか。</p> <p>「北海道観光振興機構負担金事業現物協賛額算定基準」は現物協賛金額を算定する根拠となるものでありますが、その根拠の妥当性について監査委員において監査を行ったことはあるのでしょうか。</p>	<p>(監査第一課長)</p> <p>現物協賛についての監査についてであります。監査委員が行う監査は、関係法令や要綱等に則し、適正かつ効果的に事務事業が執行されているかといった視点に立って実施しており、現物協賛そのものの制度や基準制定の当否については、事業を所管する部局において判断されるものと考えているところでございます。</p> <p>なお、昨年度、包括外部監査において、指摘のあった現物協賛に対する評価額の客観性や公平性を担保すべきといった事項については、監査委員としても適切にフォローアップしてまいる考えでございます。</p>
<p>4 (再)</p> <p>今ご答弁ありましたけれども、関係法令や要綱等に則して監査をするべきだと承知しています。現物協賛に関する根拠規定がないということを確認しながら、現物協賛に関する支出の妥当性をどのように説明するのか、お考えをお聞かせください。</p>	<p>(監査第一課長)</p> <p>現物協賛についてであります。これまでの経済部に対する定期監査においては、観光機構への負担金事業について、決定書、協定書、実績報告書等の関係書類の確認を行うとともに、事業を所管する部署の担当者から説明を聴取するなどして監査を実施してきておりますが、現物協賛をもって負担することの是非に関する明文化された法令等の規定の存在は承知しておらず、現物協賛の仕組みそのものが違法と認められる事案は、ございませんでした。</p>
<p>4 (再々)</p> <p>しかしながら、現物協賛による支出の根拠規定はないということですから、監査委員として、現物協賛による支出が何に基づいて適正に執行されているのか判断をしたのかということについてお聞きしております。</p> <p>明確な根拠規定がないということですから、現物協賛の支出が適正だと何を根拠に監査をするということにしているのか、お答えください。</p>	<p>(監査第一課長)</p> <p>現物協賛についてであります。現物協賛をもって負担することを禁止するような法令等の規定は承知しておらず、経済部への定期監査において、違法と認められる事案はなかったところです。</p> <p>いずれにいたしましても、監査委員としては、道の事業が、関係法令や要綱等に則し、適正かつ効果的に執行されているかといった視点に立って、監査を行ってまいる考えでございます。</p>
<p>5 現物協賛の要件妥当性について</p> <p>観光機構が作成する「事業実績報告書」及び「事業精算書」があります。これは、現物協賛を行ったか否かが書類上は判別できません。しかし、昨年度の観光局予算計上は18億2319万9千円で、その約92%の16億6074万円が機構負担金事業なんです。現物協賛の公平性と妥当性が担保されることは必要命題であると考えています。</p> <p>実質的な負担を機構であれ関係企業であれ行っていれば、現物協賛の要件は満たしていると監査委員として判断しているのでしょうか。</p>	<p>(定期監査室長)</p> <p>現物協賛の妥当性等についてであります。現物協賛の要件に関しましては、これまでの監査におきまして、指摘した例はございません。</p> <p>いずれにいたしましても、道と観光機構の負担金事業における現物協賛そのものの制度や基準制定の当否につきましては、法令等に抵触しない限り、事業を所管する部局において判断されるものと考えておりますが、包括外部監査において指摘のあった評価額の客観性等を担保すべきといった事項につきましては、監査委員といたしましても、今後の定期監査等において適切にフォローアップしてまいる考えでございます。</p>

6 監査の在り方について

機構負担金事業と同様の負担金支出は、我が会派の調査によると他に同様の支出は1件も確認できませんでした。

機構負担金事業が如何に特殊な支出をしているかということが分かると思います。

観光機構自身が負担していないにも拘わらず自らが負担したとして各企業等から提供された物品等を現金換算化し、機構自身の負担として現物協賛として負担額計上をしていたということが明らかになりました。法的には違法ではないと言いますが、事実と異なる極めて疑念の残る負担金支出であり、その是非も含めて厳しく問われなければならないと考えています。

包括外部監査で指摘された事項を監査委員において指摘できなかった問題をただしましたが、監査委員に求められる役割に鑑みれば、今般我が会派として指摘した事項も含めより徹底した監査が求められると考えます。どのように取り組んでいくのか、代表監査委員に伺います。

今回指摘した事項について、重要なことだと重く受け止めていただきまして、現物協賛の妥当性を示す根拠がないということが今回明らかになったことで、より厳しく客観性をもった監査を行うことを求めて質問を終わります。

(代表監査委員)

監査委員は、道が実施する事務事業全般にわたる監査を経常的に行うことを基本とする一方で、これに加え、監査機能の独立性や専門性を強化するため外部監査制度が設けられているものと承知しております。

道監査委員としましては、こうした各々の役割や機能にも留意しつつ、道の各部局を対象とした定期監査や財政的援助団体に対する監査等を通じ、外部監査の結果を適切にフォローアップしていくことなども含め、より実効性のある監査の推進に努めてまいります。